

お知らせ

受注者の皆様へ

新技術活用のお願い

新技術活用にあたって、活用の妥当性の確認のため、すべての工事について新技術活用計画書の提出が必要です。

また、事後評価が必要な技術については、活用効果調査表の提出が必要です。

●新技術活用のメリット

工事成績評定での加点の対象（最大3点）となります。

実加点 = 3点 × 40% = 1.2点（最大）

事後評価が必要な技術について、活用効果調査表が提出されない場合は、工事成績評定に新技術活用として加点されません（詳細は裏面を参照）

●土木工事共通仕様書の記載内容

第1編共通編-第1章 総則-第1節 総則-1-1-13 調査・試験に対する協力-6.NETIS にて、「受注者は、『公共工事等における新技術活用システム』に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。」と、新技術活用計画書と活用効果調査表の提出についての記載があります。

■NETIS登録技術の活用、活用効果調査表の作成等、NETISに関する疑問、不明点がある場合は、下記までお問い合わせ下さい。

関東技術事務所新技術活用支援室

TEL 047-389-5127 MAIL ktr-kangi-netis@mlit.go.jp

URL https://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index006.html

- 工事成績評定での加点について
- ◆ 事後評価未実施技術、有用とされる技術の活用を高く評価（最大3点）
- ◆ 主任技術評価官による考査項目、創意工夫の新技术活用に該当
実加点 = 3点 × 40% = **1.2点（最大）**
- ◆ 加点するための絶対条件は「2つ」
 - ・ 新技术の活用が、受注者側からの提案であり、発注者が指定していないこと（ただし、発注者指定の工事でも新技术の追加を提案した場合は加点の対象となります）
 - ・ 活用効果調査表が提出されていること
(継続調査対象外の技術「-VE」は新技术活用計画書のみ)
- ◆ 情報種別記号「-A」「-V」「-VR」「-VE」の技術が加点の対象

「-A」 (application:申請)	NETIS(評価情報)に事後評価の結果が掲載されていない技術
「-V」 (value:評価)	NETIS(評価情報)に掲載された技術
「-VR」 (value revalue:再度評価)	事前審査、試行実証評価、または活用効果評価を実施した技術のうち継続調査等の対象となった技術
「-VE」 (value end:評価終了)	活用効果評価を実施した技術のうち継続調査等の対象としない技術

- ◆ 技術毎の加点のケースは下記のとおり（主任技術評価官評価点）

ケース	事後評価	有用とされる技術 (※)	活用の効果が確認された場合（1技術当たり）		
			相当程度	一定程度	従来技術と同程度
①	未実施	-	3点加点	2点加点	1点加点
	実施済み	○			
②	実施済み	×	2点加点	1点加点	-

(※) 「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技术活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」をいう。

● 新技术活用の原則義務化

国土交通省では、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図るため、i-Constructionを推進しており、新技术（新工法、新材料、新システム等）の導入、利活用を加速化させています。

さらなる新技术活用を促進するため、令和2年度より、ICT活用工事等で活用する技術やNETIS登録技術等の新技术活用が原則として義務化となりました。

● NETISのホームページについて

- ◆ 以下のURLより、新技术の検索ができます

<https://www.netis.mlit.go.jp/>

- ◆ 「有用とされる技術」の検索

トップページから、「有用な新技术の選択」のチェックボックスを指定し、「この条件で検索」をクリック

- ◆ 新技术活用計画書及び活用効果調査表作成

トップページから「登録申請書作成、活用効果調査表作成」 - 「活用効果調査表作成（評価情報）」をクリック

NETIS

検索

